

# 埼玉環境年表

年	月	県内	全国
S26 (1951)	3	○「県立狭山自然公園」「県立奥武蔵自然公園」「県立黒山自然公園」「県立長瀬自然公園」の指定	
S28 (1953)	4	○「県立長瀬自然公園」を「県立長瀬玉淀自然公園」に名称変更	
S29 (1954)	3	○「県立比企丘陵自然公園」「県立上武自然公園」の指定	
S31 (1956)	5		○熊本県で水俣病第1号患者発生
S32 (1957)	6		○自然公園法制定、国立公園法の廃止
	7	○「県立武甲自然公園」の指定	
S33 (1958)	4	○県立自然公園条例制定	
S35 (1960)	11	○「県立安行武南自然公園」の指定	
S36 (1961)	2	○県南部地域の地盤沈下の監視のため測定を開始	
	3		○四日市市でぜんそく患者多発
S37 (1962)	6	○公害防止条例制定	
S38 (1963)	7	○工業用水法の指定地域に川口市等6市が指定	
S39 (1964)	4	○衛生部公衆衛生課に公害係設置	
	9		○三島市、沼津市の住民、石油化学コンビナートの進出を阻止
S40 (1965)	5		○新潟県で新潟水俣病患者発生
S41 (1966)	4	○大宮市で製薬工場の排ガスにより松林枯れる	
	9		○新型車の排出ガス規制実施（CO濃度3%）
S42 (1967)	6		○新潟水俣病患者、昭和電工を相手に訴訟提起（4大公害訴訟の第1号）
	8		○公害対策基本法制定
	9		○四日市のぜんそく患者、昭和四日市石油など関係6社を相手に訴訟提起
	11	○鴻巣市でプロパン工場の悪臭により健康被害が発生	
S43 (1968)	3		○イタイイタイ病患者、三井金属鉱業を相手に訴訟提起
	6		○大気汚染防止法制定
	9		○騒音規制法制定
			○北九州市一帯にカネミライスオイル中毒患者が多発（PCB中毒）
S44 (1969)	5		○政府、初の公害白書を発表
	6		○水俣病患者、チッソを相手に訴訟提起
	7		○大気汚染防止法に基づく二酸化硫黄特別排出基準告示
	9		○厚生省がカドミウムによる環境汚染暫定対策要領を制定
	10	○公害防止条例全部改正	
	12		○大阪国際空港周辺住民、騒音問題で国を相手に訴訟提起

年	月	県内	全国
S44 (1969)	12		○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布
S45 (1970)	5 6 7 8 11  12	○大気汚染緊急時対策要綱制定（硫黄酸化物） ○県南地域に初めて光化学スモッグ発生 ○光化学スモッグ暫定対策要綱制定  ○東松山・本庄・坂戸地区でカドミウム判断尺度（玄米0.4ppm以上）を超える玄米を発見 ○公害審査会設置	○新宿・牛込柳町交差点付近住民に鉛中毒患者多発 ○公害紛争処理法制定 ○田子の浦港のヘドロ公害表面化  ○農林省、BHC・DDTの稲作への使用全面禁止 ○第64回国会（公害国会）において公害関係14法案が可決（公害防止事業費事業者負担法、水質汚濁防止法、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、農用地の土壌汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律を制定。公害対策基本法、道路交通法、大気汚染防止法、騒音規制法、農薬取締法、下水道法、自然公園法、毒物及び劇物取締法を一部改正）
S46 (1971)	3 5 6  7 8 9 10 12	○土採取条例制定 ○各地域に公害苦情相談員設置 ○公害防止条例に地下水採取の規制を規定、届出制とし、19市町を規制地域に指定  ○地盤沈下西部台地への拡大を確認 ○製紙会社、住民の反対により秩父市進出断念 ○公害対策審議会及び水質審議会設置 ○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法による国の基準より厳しい上乘せ条例を制定 ○自然保護条例制定 ○川口市、浦和市、大宮市の政令市指定（大気）	○悪臭防止法制定 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ○イタイイタイ病第1審判決、原告勝訴（富山地裁） ○環境庁発足  ○中央公害対策審議会発足 ○新潟水俣病判決、原告勝訴（新潟地裁）  ○水質汚濁に係る環境基準の告示
S47 (1972)	1 3  5 6 7 8 9	○公害防止条例を一部改正し、地下水採取を許可制にする ○大気汚染測定車運用開始  ○建築物用地下水の採取の規制に関する法律の指定地域に川口市等7市が指定される 県公害センター完成 ○大気汚染緊急時対策要綱制定（硫黄酸化物、光化学スモッグ）  ○浦和市でサギの肝臓から高濃度（130ppm）のPCB検出	○通産省による行政指導でPCBの生産及び使用の中止を指示 ○大気汚染防止法一部改正公布・施行（ディーゼル車黒煙の規制）  ○公害等調整委員会設置法制定 ○ストックホルムで第1回国連人間環境会議開催「人間環境宣言」 ○自然環境保全法制定 ○四日市公害第1審判決、原告勝訴（津地裁四日市支部） ○瀬戸内海に大量の赤潮発生、養殖ハマチ甚大な被害 ○イタイイタイ病控訴審判決（名古屋高裁金沢支部）

年	月	県内	全国
S47 (1972)	10 12	○荒川水系流域公害防止計画の承認	○環境庁が米国マスキー法並の自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針を告示
S48 (1973)	1 3 4 5 6 7 8 9 10 12	○公害防止条例改正、地下水採取規制地域15市町追加 ○ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱制定 ○都市計画法による線引き凍結宣言 ○環境部の設置 ○自然環境保全審議会の設置 ○緑化対策総合推進要綱の制定 ○第1次県廃棄物処理基本計画の策定 ○埼玉地域公害防止計画(第1期)の承認(水質以外) ○光化学スモッグ注意報発令日数45日で全国一	○水俣病訴訟判決、原告勝訴(熊本地裁) ○緑の国勢調査開始 ○大気汚染に係る環境基準について告示 ○第1回環境週間始まる(6月5日~11日) ○福岡・大分両県住民が九州電力を相手取り「環境権」を掲げて豊前火力発電所建設差し止めを福岡地裁小倉支部に提訴 ○都市緑地保全法制定 ○瀬戸内海環境保全臨時措置法制定 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定 ○公害健康被害の補償等に関する法律制定 ○航空機騒音に係る環境基準告示
S49 (1974)	1 2 3 5 6 7 9 10 11 12	○廃棄物処理公社の設立 ○悪臭防止法に基づく規制地域の指定 ○自然環境保全条例制定 ○土採取条例全面改正(届出制から認可制へ) ○川口市・浦和市・大宮市の政令市指定(水質) ○酸性降雨による被害届1,706人 ○酸性降雨暫定対策要領制定 ○ディーゼル車に対する窒素酸化物規制(以後段階的に規制強化) ○川越市の和光純薬工業によるシアン流出事故(大久保浄水場取水停止) ○県内2か所の水田から0.4ppmを超えるカドミウム汚染玄米を発見	○大阪空港訴訟1審判決により、夜10時から翌朝7時までの発着禁止 ○国鉄を相手取り名古屋新幹線訴訟提起 ○国立公害研究所発足 ○大気汚染防止法改正(総量規制の導入) ○関東一円に酸性雨が降り、「目が痛い」との訴え相次ぐ ○岡山県倉敷市の三菱石油水島製油所から重油1万kLが流出、瀬戸内海を広く汚染
S50 (1975)	2 3 4 7 8 11 12	○自然環境保全地域の指定開始 ○悪臭防止法に基づく規制地域指定(追加) ○入間川水質自動測定機稼働 ○光化学スモッグ、史上最高の濃度0.26ppmと被害届出者14,032人を記録 ○所沢市で年間27.2cmの最大地盤沈下(S49) ○六価クロム対策合同会議設置 ○工業用水法水源転換府省令公布(川口市の一部、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市) ○公共関与による廃棄物広域処理事業の実施(寄居町三ヶ山)を政策会議で決定	○水質汚濁に係る環境基準の一部改正(PCB追加) ○東京都江戸川区で環境基準の2,000倍にも達する六価クロム検出 ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準について告示 ○大阪空港公害訴訟の控訴審判決で住民側全面勝利 ○中央公害対策審議会に環境影響評価制度について諮問

年	月	県内	全国
S51 (1976)	1	○利根川にフェノール流出の群栄化学工業に対し、東京都・埼玉県・千葉県 の 3 都県で総額 1 億 4 千万円余を請求	
	5		○熊本地検がチッソ社長・水俣工場長を業務上過失致死傷で熊本地裁に起訴
	6		○振動規制法制定
	9	○中央・川越・熊谷の各保健所に公害監視室を設置 ○川口市等県南 7 市が硫酸化物に係る総量規制対象地域に指定	○第 1 回日本近海海洋汚染実態調査結果発表
	10	○日高町の山善大野製作所による重油流出（小畔川）大久保浄水場取水停止	
	11		○経済協力開発機構（OECD）、日本の環境政策について報告
	12		○環境庁、長野県のビーナスライン美ヶ原線計画を承認
S52 (1977)	2	○入間市のタムラ化研で塩化第二鉄流出（狭山市取水停止）	
	3	○光化学スモッグ注意報発令（全国で初めて 3 月中に）	○環境庁が大阪空港へのエアバス乗り入れに条件付き同意
	4	○春日部保健所に公害監視室設置 ○市野川水質自動測定機稼働	
	6	○大宮市のし尿たれ流し事件発覚（芝川汚濁） ○県緑化推進協議会設置要綱制定	
	7	○県民植樹週間制定	
	10	○振動規制法に基づく規制地域指定 ○環境影響評価制度検討会議設置	
	S53 (1978)	1	○工業用水法水源転換府省令公布（川口市の一部・草加市・八潮市の一部）
2		○川口市等県南 7 市に硫酸化物に係る総量規制を適用	○水俣病患者が国の抜本策を要求し環境庁で座込み
3		○埼玉地域公害防止計画（第 2 期）の承認（水質と水質以外のものを統合） ○「県立両神自然公園」の指定	
4		○県緑化推奨樹種の制定 ○ふるさと歩道の整備開始	
6		○三郷市付近一帯で激しい地盤沈下（原因は東京都三郷浄水場の建設）	○瀬戸内海環境保全特別措置法成立 ○政府、水俣病患者への補償金でチッソヘテコ入れ決定 ○水質汚濁防止法改正による総量規制導入 ○環境庁が NO <sub>2</sub> の環境基準の大幅緩和を告示
7		○知事、NO <sub>2</sub> の環境基準の緩和について遺憾の意表明	
10		○公害防止条例全部改正	
12	○窒素酸化物対策委員会発足		
S54 (1979)	3	○ふるさと埼玉の緑を守る条例制定 ○両神国民休養地計画が承認・整備開始 ○緑の問題プロジェクトチームが緑の総合対策について報告書策定 ○河川浄化モデル地域育成事業実施要綱等の制定	○中央公害対策審議会が環境影響評価の速やかな法制化を答申
	4	○美の山公園開園 ○環境情報システム（水質）開発に着手 ○騒音規制法及び県公害防止条例に基づく騒音規制地域指定・規制基準設定	
	5	○国に対し緑の政策に関する提言 ○セメント工場の石炭転換開始	

年	月	県内	全国
S54 (1979)	6 7 8 9 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緑の審議会の設置</li> <li>○第1回六都県市首脳会議で廃棄物処理問題協議</li> <li>○工業用水法地域指定拡大（川口市の一部・浦和市の一部・与野市）</li> <li>○地盤沈下県北東部に拡大、鷺宮町で最高12.5cm沈下（S53）</li> <li>○緑の協定実施要綱制定</li> <li>○公害防止条例改正で地下水採取規制地域20市町村追加</li> <li>○緑の推進員設置要綱制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境政策の後退に危機感をもつ学者や市民が東京で日本環境会議を開催</li> <li>○滋賀県議会が琵琶湖富栄養化防止条例を可決し合成洗剤追放へ</li> </ul>
S55 (1980)	2 3 4 5 6 9 10 11 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合成洗剤対策の基本方針を定め、県有施設の有りん合成洗剤の使用転換決定</li> <li>○化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定</li> <li>○三ヶ山廃棄物埋立処分場基本構想の策定</li> <li>○ふるさとの緑の景観地等指定開始</li> <li>○合成洗剤についての県民意識調査結果を公表</li> <li>○化学的酸素要求量に係る総量規制基準設定</li> <li>○環境保全連絡協議会設立</li> <li>○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型あてはめ</li> <li>○環境影響評価技術審議会の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貴重な野生動物の国際取引を規制するワシントン条約の批准承認</li> <li>○環境影響評価法政府案の国会提出を断念</li> <li>○環境庁が空き缶問題検討会を設置</li> <li>○環境庁が中央公害対策審議会に「今後の交通公害対策のあり方」について諮問</li> <li>○ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）加入</li> <li>○関東地方知事会内に空き缶等問題研究会設置</li> <li>○大阪で第1回快適環境シンポジウム開催</li> </ul>
S56 (1981)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○荒川（熊谷市）に不法投棄廃棄物によるシアン流出（大久保浄水場取水停止）</li> <li>○環境影響評価に関する指導要綱の告示</li> <li>○県の快適な環境づくり推進委員会、埼玉の街の快適な環境を創造するためのプロジェクトチーム発足</li> <li>○「県立西秩父自然公園」指定</li> <li>○環境審査室設置</li> <li>○環境影響評価技術指針を制定公表</li> <li>○荒川シアン流出に関連した廃棄物処理業者を行政処分（営業停止1年6か月）</li> <li>○セメント工場の石炭転換終了</li> <li>○秩父市内に民間の産業廃棄物大規模最終処分場を許可（79万㎡）</li> <li>○水質総量規制の全面実施</li> <li>○工業用水法水源転換府省令公布（八潮市の一部）</li> <li>○地盤沈下対策調査専門委員会の発足</li> <li>○環境影響評価に関する指導要綱第1号案件（日本硝子株）手続開始</li> <li>○三ヶ山廃棄物埋立処分場地質調査反対住民に阻止される</li> <li>○綾瀬川浄化対策懇談会開催</li> <li>○快適な環境づくり埼玉県民憲章を制定</li> <li>○深夜営業騒音に係る条例改正（公害防止資金貸付制度適用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○絶滅寸前の佐渡のトキ5羽すべてを捕獲、餌付け開始</li> <li>○環境影響評価法案を国会に提出</li> <li>○NOxに係る総量規制制度の導入並びに東京都特別区等、横浜市及び大阪市等の3地域について総量規制地域指定</li> </ul>

年	月	県内	全国	
S57 (1982)	3	○庄和町で産業廃棄物を不法処理した業者を行政処分（許可取消）	○首都圏自然歩道整備計画策定	
	4	○廃棄物行政を環境部へ移管（環境整備課発足、4保健所公害監視室に廃棄物監視課新設） ○県民休養地（嵐山・飯能）の整備開始 ○環境管理計画検討開始、環境情報システム（大気）開発に着手	○国連環境計画管理理事会特別会合開催（於ナイロビ） ○1都9県「ゴミゼロの日」統一美化キャンペーン実施	
	5	○快適な環境づくり運動強調期間の設定及び県民総ぐるみ運動の展開	○1都9県空き缶等問題訪米調査実施 ○ローマクラブ東京大会開催され、各国の経済人や科学者が参加し、21世紀の環境問題等について意見交換	
	6	○東北新幹線営業開始、騒音振動測定結果発表、国鉄等へ要望 ○窒素酸化物(NOx)による大気汚染の予測結果発表		
	7	○東京湾富栄養化対策指導指針施行		
	9	○三ヶ山廃棄物埋立処分場地質調査実施		
	10			
	11	○上越新幹線営業開始、騒音振動測定結果発表、国鉄等へ要望 ○産業廃棄物行政推進会議設置 ○県中期計画で快適環境づくり施策を重要課題として総合的に推進することとする		
	12	○航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめ	○湖沼の窒素及びりんに係る環境基準の設定	
	S58 (1983)	2	○首都圏自然歩道の整備開始	
		3	○三ヶ山廃棄物埋立処分場基本設計完成 ○埼玉地域公害防止計画（第3期）承認 ○窒素酸化物対策委員会が報告書提出	
		4	○環境審査室を環境審査課に名称変更 ○加須市内で廃棄物を不法処理した業者行政処分（許可取消） ○生活排水の水質浄化対策指針施行	○中央公害対策審議会が「今後の交通公害対策のあり方」について物流・土地利用の面から答申
5		○緑のトラストづくりを進めるシンポジウム開催	○浄化槽法公布	
8			○環境庁が全国主要15都市を対象に実施した地下水汚染実態調査結果を公表	
10			○ナショナルトラストを進める会第1回全国大会開催	
11		○公害対策審議会「窒素酸化物対策基本方針」答申	○ごみ焼却場からダイオキシン・水銀が検出される	
12		○湖沼水質調査結果を公表	○関東知事会が空き缶デポジット方式見送り	
S59 (1984)		3	○本市・日高町で地下水から有機塩素系化学物質検出	
		4	○川口市で六価クロム垂れ流しの2工場を水質汚濁防止法違反で摘発 ○川越市・所沢市の政令市指定（大気）	○全国的に家庭から排出される乾電池の水銀が問題となる ○環境庁が生物指標による河川水質調査の統一基準発表
		7	○6年ぶりに光化学スモッグ警報を発令	○湖沼水質保全特別措置法成立
		8	○財さいたま緑のトラスト協会発足	○環境庁がトリクロロエチレン等の排出に係る暫定指針を設定 ○環境影響評価実施要綱を閣議決定
	9		○'84世界湖沼環境会議（於大津市）で「琵琶湖宣言」採択	

年	月	県内	全国
S59 (1984)	10	○第2次廃棄物処理基本計画策定	
S60 (1985)	2 3 4 5 8 10 12	○廃棄物広域処分場建設対策本部設置 ○アルミはく回収業者を公害防止条例違反で初起訴 ○全国初の「身近な緑の現況調査」実施 ○さいたま緑の長期総合計画を策定 ○さいたま緑のトラスト基金設置 ○県と寄居町、三ヶ山廃棄物埋立処分場に係る公害防止協定を締結 ○河川浄化対策推進委員会設置 ○浄化槽保守点検業者登録条例制定 ○小規模事業所排水指導指針を施行	○環境庁「名水百選」発表  ○環境庁、S59年度の全国大気汚染調査発表、大気汚染は大都市で依然深刻
S61 (1986)	1 4 5 6 7 8 9 10 11 12	○三ヶ山廃棄物埋立処分場の建設工事を開始  ○ミヤコタナゴが滑川町でも生息確認される  ○環境庁・県・所沢市主催で初の環境大学開催 ○地下水採取規制地域に北川辺町追加 ○デボジット実施6地域の相互乗り入れ開始  ○入間市の不老川で地域住民による家庭でできる浄化対策実験始まる ○川口市の公害資源研究所跡地の水銀汚染が明らかになる  ○環境庁・県主催の第1回環境管理シンポジウム開催（於浦和市）	○環境庁が先端産業の影響をテーマにした環境保全ビジョン・シンポジウムを開催 ○名古屋新幹線訴訟の和解成立 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律改正される（難分解、低濃縮性物質に対する規制の追加） ○環境白書で先端技術産業の環境汚染の心配を指摘 ○米国で初の電波の環境基準まとまる  ○環境庁の生物モニタリング調査でクロルデンとTBTOが魚介類を汚染していることが判明 ○環境庁が大気汚染地域指定全面解除の方針を決定  ○環境・通産・厚生・労働の4省庁によるIC工場共同調査はじまる ○中央公害対策審議会水質部会が水質総量規制の強化を答申  ○環境庁「環境保全長期構想」を発表
S62 (1987)	1 2 3 4 5 6 9 12	○国連環境特別委員会で嵐山町の「オオムラサキの森づくり」を発表  ○環境管理事務所設置（中央、西部、秩父、北部、東部） ○トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針に基づく指導方針制定 ○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第2次）策定 ○化学的酸素要求量に係る総量規制基準設定 ○両神国民休養地開園  ○大気中におけるアスベスト濃度調査結果公表	○和歌山県の「財天神崎の自然を大切にす会」が全国初の自然環境保全法人に認定 ○国連環境特別委員会が「持続的開発」を呼びかけた東京宣言を採択 ○茨城県筑波の工業団地に進出する企業と県との間でハイテク公害防止のための協定を締結  ○環境庁が「新幹線鉄道振動指針達成状況調査」発表  ○絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律成立 ○公害健康被害補償法改正 ○環境庁が「トリクロロエチレン等の排出状況及び地下水等の汚染状況について」を発表
S63 (1988)	3	○埼玉地域公害防止計画（第4期）の承認	○環境庁が「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策等計画」を発表

年	月	県内	全国
S63 (1988)	3 4 5 6 7 8 12	○チーゼル機器狭山工場によるシアン流出事故 (大久保浄水場取水停止)  ○炭化水素類対策指導指針施行  ○ゴルフ場農薬安全使用指導要綱制定	○公害健康被害の補償等に関する法律改正  ○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布・施行 ○地球規模の環境問題に関する懇談会報告書公表  ○全国星空継続観察開始 ○環境庁がテレビ・ラジオを通じた二酸化窒素予報事業を実施 ○ウィーン条約に加入
S64 H元 (1989)	1 2 3  5 6  9	○環境整備センター(三ヶ山廃棄物埋立処分場)一部供用開始 ○環境管理指針策定  ○全国野鳥保護のつどいを開催  ○メタノール自動車導入	○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書日本国について発効  ○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布(有害物質としてのトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加) ○地球環境保全に関する関係閣僚会議を設置 ○六都県市首脳会議首都圏環境宣言を発表 ○大気汚染防止法改正(特定粉じん(石綿)排出規制) ○水質汚濁防止法の一部改正(有害物質の地下浸透防止)
H2 (1990)	1 3 4 5 6 7 9 10	○地球環境を考える県民のつどいを開催 ○環境保全基金を設置 ○低公害車買換資金融資制度を設置  ○ゴルフ場使用農薬に関する指導方針を策定  ○第1回地球環境保全庁内推進会議を開催	○環境庁がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について通知 ○水質汚濁防止法等の一部を改正する法律公布(生活排水対策に関する規定の整備) ○スパイクタイヤ粉じん発生防止法制定 ○環境庁に地球環境部を設置 ○国立公害研究所が国立環境研究所となる  ○地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定
H3 (1991)	2 3 4 6 7 8 9	○地球環境モニタリング調査開始 ○電気自動車を導入 ○第3次廃棄物処理基本計画策定 ○化学的酸素要求量に係る総量削減計画(第3次)策定 ○自動車交通公害防止基本計画策定 ○地球環境保全推進室を設置 ○環境影響評価に関する指導要綱の改正を告示 ○環境影響評価技術指針を改正 ○地下水採取規制地域に坂戸市・鶴ヶ島市を追加  ○「埼玉県における地球環境保全への取組方針」策定 ○不老川流域を生活排水対策重点地域に指定 ○六都県市共同の環境問題シンポジウムを開催	○公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律公布(法律の有効期限の10年延長)  ○再生資源の利用の促進に関する法律公布  ○環境庁がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針の一部改正について通知 ○土壌の汚染に係る環境基準について告示

年	月	県内	全国	
H3 (1991)	10		○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律公布	
	11	○冬季自動車交通量対策を実施（11月から3か月） ○県の蝶「ミドリシジミ」、県の魚「ムサシトミヨ」の指定	○六都府市共同の冬季自動車交通量対策を実施 ○関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱を策定	
	12	○水質汚濁防止法の規定に基づく排水基準を定める上乗せ条例の改正		
H4 (1992)	2	○トラスト保全1号地（見沼田圃周辺斜面林）取得	○七都府市首脳会議で「地球環境保全首都圏アピール」を採択	
	3	○自動車交通公害防止実施計画を策定	○環境と開発に関する国連会議（地球サミット）開催（於ブラジル）	
	5	○山西省友好記念館「神怡館」開設	○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布	
	6		○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律公布	
	7	○自然学習センター開設 ○北本自然観察公園供用開始 ○元小山川流域を生活排水対策重点地域に指定	○モンリオール議定書第4回締約国会合開催、特定フロン等の1996年全廃前倒し、代替フロン等の規制物質への追加等の採択	
	11	○地球の環境を守る埼玉県民憲章を制定	○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律公布	
H5 (1993)	2		○自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針を告示 ○水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示	
	3	○地球の環境を守る県民運動指針としてさいたま地球環境シアターを策定 ○埼玉地域公害防止計画（第5期）の承認 ○県北東部地域地盤沈下防止対策基本方針を策定		
	4	○さいたま環境創造基金を設置		
	5		○日本が生物の多様性に関する条約を締結	
	6	○化学物質環境安全管理指針を策定	○ラムサール条約締約国会議を開催（於釧路市）	
	8		○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布（海域のN（窒素）・P（リン）規制）	
	11	○自動車排出窒素酸化物総量削減計画を策定	○環境基本法公布	
	12		○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく車種規制を施行 ○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の公布（13有害物質の追加） ○バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約）日本において発効	
	H6 (1994)	3	○中川上流域を生活排水対策重点地域に指定 ○公害防止条例施行規則の改正（13有害物質の追加） ○「緑豊かな埼玉をめざして」を策定	○環境庁が公共用水域等における農業の水質評価指針を設定
		5		○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律公布 ○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法公布
6		○埼玉県長瀬総合射撃場の開設 ○エコアジア'94開催		

年	月	県内	全国		
H6 (1994)	7	○狭山丘陵いきものふれあいの里センターの開設	○環境基本計画閣議決定		
	8	○環境審議会を設置			
	9	○県立安行武南自然公園の区域変更			
	12	○環境基本条例制定 ○環境影響評価条例制定			
H7 (1995)	3	○トラスト保全2号地（狭山丘陵・雑魚入樹林地）取得	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布  ○生物多様性国家戦略策定		
	6				
	7	○さいたま緑の森博物館開設			
	10	○第3回気候変動に関する世界自治体サミット（埼玉サミット）開催			
H8 (1996)	3	○環境基本計画策定 ○「さいたまレッドデータブック（動物編）」刊行 ○彩の国さいたま環境推進協議会発足 ○地球温暖化対策地域推進計画策定 ○環境と共生する土地利用指針策定 ○第4次埼玉県廃棄物処理基本計画策定 ○環境影響評価条例第1号案件（セッツ）手続開始	○七都県市低公害車指定制度の発足  ○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布 ○水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布（汚染された地下水の浄化措置命令、油に係る事故時の措置）		
	5				
	6				
	7	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第4次）策定			
	11	○気候変動・都市アジアキャンペーンワークショップ開催			
	12	○第1期埼玉県分別収集促進計画策定 ○北本自然観察公園供用区域の拡大（0.5→9.63ha）			
	H9 (1997)	1			○ナホトカ号原油流出事故 ○ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準環境庁告示 ○地下水の水質の汚濁に係る環境基準告示  ○環境影響評価法公布 ○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令公布  ○第4回気候変動に関する世界自治体サミット（名古屋サミット）開催 ○地球温暖化防止京都会議（COP3）開催、京都議定書採択 ○ハイブリッド自動車（乗用車）発売
		2			
3		○こどもエコクラブ全国フェスティバル開催（川口市） ○HOTな地域を救うホットな行動プランー彩の国ローカルアジェンダ21ー策定 ○三富地域のダイオキシン類環境調査結果を公表 ○彩の国ごみゼロプランー埼玉県ごみ減量推進計画ー策定 ○廃棄物焼却炉のばい煙排出抑制に関する指導指針策定			
4		○環境生活部の設置、緑政課の設置			
6		○ダイオキシン類削減対策検討委員会の設置			
8		○彩の国こどもエコクラブ交流会開催			
9		○彩の国環境大学開講 ○環境配慮方針策定			
10		○トラスト保全3号地（武蔵嵐山渓谷周辺樹林地）取得			
11					
12					